新判決例研究



主引例の選択と記載された技術事項について

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士・弁理士 井上 裕史

「靴下の編成方法事件」(知財高判平成26年5月12日・平成25年(行ケ)第10229号) (裁判所ウェブサイト掲載判例)

本論稿では、無効審判の審決取消訴訟において、進歩性判断が争われた裁判例から、主引例に 記載された技術事項の選択及び主引例の選択に関する考察を行う。なお、判決引用部分の下線 は、いずれも筆者が付した。

第1 事案の概要と裁判所の判断

1 事案の概要

原告らは、平成16年11月5日に出願され、平成22年9月17日に設定登録された「靴下及びその編成方法」という名称の特許(特許第4590247号、本件特許。甲12)の特許権者である。被告は、平成24年6月29日、本件特許について無効審判を請求した(無効2012-800112号。甲14)。原告らは、同年9月18日、訂正請求をした(本件訂正。甲16、17)。

特許庁は、平成25年7月1日、本件訂正を認めた上で、「特許第4590247号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をし、同審決(謄本)は、同月11日、原告らに送達された。

2 本件特許

- (1) 訂正後の本件特許の特許請求の範囲は、下記のとおりである。
 - A 口ゴム部から身部ついで足部へと編成していく靴下において、
 - B 踵部の外側すなわち着用者の第五趾側は減らし目ついで増やし目を行いながら編成し、
 - C 踵部の内側すなわち着用者の第一趾側は減らし目、増やし目、減らし目ついで増やし目の順に編成して、踵部の内側に形成されるゴアライン2aの全幅L1が、踵部の外側に形成されるゴアライン2bの全幅L2よりも小さくなるようにすると共に
 - D 外側方向にウェール数を多めに編成することを特微とする靴下の編成方法。